APAJ-CG　　2020 年 9 月 29 日

一般命令　その 1

題　在日米陸軍に所属、配属、または監督下にある人員の禁止行為

目的　この一般命令は、在日米陸軍の責任地域にあるすべての米陸軍関係者の良好な秩序と規律を乱し、健康と安全を損ねる行動を明示するものである。

権限　合衆国法典第 10 編　47 章（統一軍事裁判法）、及び添付 B に示す法規

適用範囲　**この一般命令は、2020 年 7 月 31 日に在日米陸軍司令部により発出された一般命令その 1 を無効とし、代替するものであり、署名された時点をもって効力を発揮する。**この一般命令は、日本国に駐留、所属、所在する、及び／または在日米陸軍の日本国内の責任地域に配属される軍命令の対象者であるすべての個人に対して、日本国内において適用される。**2020 年 7 月 31 日発出の一般命令その 1 からの変更事項は太字で表記される。**この命令に違反する軍人は、合法な一般命令への違反として、統一軍法典 92 章に基づき罰せられる。国防省軍属職員がこの命令に従わなかった場合、行政措置及び／または当該職員が外国環境への適応に失敗したものと裁定される可能性がある。扶養家族による違反は、福利厚生権利の喪失やはく奪、及び早期帰国などの行政処分の対象となる可能性がある。契約職員または**現地採用従業員（LNE）**による違反は、施設への立入り権利はく奪などの行政処分の対象となる可能性がある。この命令は、新型コロナウイルスによる公衆衛生非常事態に対応するための一時的なものであり、また、適切かつ必要を満たすように定期的に見直される。本命令に違反する者、または、行動制限（ROM）、検疫、隔離等の指示に従わない者に対しては、指揮官が適切に処置する。軍人以外の、特定の軍指揮系統を持たない者による違反は、在日米陸軍基地管理本部司令官の管轄とする。**本命令に対する違反行為の報告要領は第 4 節に記載される。**

1.　軍としての目的と必要性　新型コロナウィルスの感染が拡大しており、伝染防止のための積極的な予防及びリスク低減のための措置が必要である。兵士、職員、及び家族の健康を守るため、一部の行動を制限することは不可欠である。国防省および陸軍省との整合性を図り、一部の行動を制限して良好な秩序と規律を維持し、健康と安全を守り、部隊の即応性を適切に保つことが賢明である。

2. 禁止行為

a. 軍人及び下記に示す関係者に対する移動制限

(1) 軍人は、私的および公務上の移動に関して、すべての国防総省・陸軍省・指揮官方針に定める移動制限を遵守するとともに、当該受入国の移動に関する規則に従う。本命令における「軍人」とは、在日米陸軍の施設において駐留、所属、任務を遂行する、または在日米陸軍の施設を勤務地とするすべての軍種の人員を含む。

(2) 基地外における移動　キャンプ座間、相模総合補給廠、横浜ノースドックに駐留する軍人は、添付 **A** の地図に示された移動禁止地域を除き、キャンプ座間より **150** キロ圏内の地域を移動可能とする。公共交通機関以外の車両による移動禁止地域の通過は、日米地位協定に定める身分にある者が途中下車しない限り、許可される。**150** キロ圏外へのすべての休暇及び通過のための移動は、在日米陸軍司令官の承認を必要とする。これらの地域制限は変更される可能性があり、修正事項は本司令部によって発簡される修正命令に反映される。キャンプ座間、相模総合補給廠及び横浜ノースドック以外の施設に駐留する軍人は、指揮系統における直属の大佐級指揮官の定める移動制限に従う。第 **10** 支援群司令官は、沖縄地区調整委員会（**OACC**）で決定された事項を履行するため、在日米陸軍司令官と調整の上、本命令を変更する権限を持つ。在日米陸軍のすべての人員に対して、基地内及び移動可能地域内にある基地外の飲食店における店内飲食を許可する。この際、非常に混雑している飲食店及び店舗の利用は避け、利用客を区切る物理的な仕切りのないカウンター席は利用しない。また、滞在時間を **90** 分以内に制限するほか、マスクを着用し、ソーシャルディスタンスを確保する。すべての酒場および社交場への立入りは、引き続き禁止とする。在日米陸軍の人員に対して、移動可能地域内における基地外での活動への参加を許可する。この際、**1** つの施設につき滞在時間を **90** 分以内に制限するほか、マスクを着用し、ソーシャルディスタンスを確保する。在日米軍及び在日米陸軍外出規則に定められた門限及び外出規則は、**3** 等軍曹及びそれ以下の階級のすべての軍人に適用される **0100** から **0500** までの門限を含め、引き続き有効である。

(3) 公共交通機関、公務上の移動、私的休暇　公共交通機関（鉄道、タクシー、地下鉄、バス、フェリー及び地下鉄）の利用は、一定の制限を設けた上で、公用、私用を問わず許可する。新幹線の利用は禁止する。日本国内（本州、九州、九州島しょ部）への民間航空機の利用は禁止する。沖縄における民間航空機及びフェリーの利用は、第**10**支援群司令官により規制される。交通機関の混雑時間（平日**0700-0900**及び**1700-1900**）は、例外措置（**ETP**）が承認されていない限り、公共交通機関

を利用してはならない。週末における公共交通機関の利用は、時間上の制約はなしとする。いかなる公共交通機関も、乗車率が**50**％を超えている場合は利用を避けなければならない。いかなる個人も、公共交通機関によって制限地域を通過してはならない（例外として、成田及び羽田行き（往路）の旅客用民間航空リムジンバスについては、制限地域に停車しない限り利用できる）。公共交通機関を利用する者は必ず、マスクを常時着用し、利用前及び利用後は消毒剤を使用すること。公共交通機関における飲食及び会話は、健康及び安全を目的としたものでない限り、許可されない。人事異動に伴う出発点と到着点間直通の移動、および公務上の移動のためのMWR空港リムジンバスの利用は許可する。空港への輸送を必要とする私的休暇取得中の職員は、リムジンバスを利用できる。移動をする者は必ず、それぞれの移動に伴って要求されるあらゆるROMについて、計画及び準備しなければならない。部隊の任務要求を満たすために必要な移動（通勤のための公共交通機関利用や医療に関わる所要のための移動などを含む）などの公務上の移動で、制限地域または**150**キロ圏外へ移動するための**ETP**については、各軍人または国防省軍属職員の指揮系統上直属の中佐級指揮官または部長より承認を受けることができる。軍人及び国防省軍属職員の扶養家族が**ETP**を希望する場合は、所属組織の指揮系統を通じて申請及び承認される。軍指揮系統を持たない人員（契約職員、民間組織職員、国防総省教育本部や国防物品販売局などの国防省職員、及び国防総省付の扶養家族を含む）が公共交通機関の私的利用を希望する場合は、在日米陸軍基地管理本部司令官が承認権者となる。在日米陸軍司令官の承認を必要とする休暇または通過など公務外の移動（**150**キロ圏外への移動、国内の航空機移動など）のためのすべての**ETP**は、指揮系統を通じて申請する。指揮系統を持たない人員は、基地管理本部司令官を通じて申請する。

(4) 関係者に関する特記事項　国防省軍属職員、国防総省教育本部職員、国防物品販売局職員、MWR職員および国防総省関連契約職員、日米地位協定に定める身分にある扶養家族は、すべての移動制限、衛生規定、及びソーシャルディスタンスの指導事項を遵守するよう強く奨励する。これらの制限事項に従わなかった場合、軍施設への立入り権利はく奪、行政処分、扶養家族の早期帰国および／または赴任期間の短縮の対象となる可能性がある。施設ごとに定める移動制限地域より外に居住する者は、地理的な制限事項の適用外とするが、以下に示すソーシャルディスタンスおよび衛生処置を遵守しなければならない。

(5) 他の軍施設への移動：　軍人、国防省軍属職員、契約職員、扶養家族は、緊急治療室への訪問を必要とする医療上の緊急時や特別な診察、または中佐級指揮官・部長の公務上の移動などを除き、健康保護態勢　**C**（チャーリー）以上にある

施設への移動を禁止する。また、健康保護態勢 C 以上にある施設に所属する軍人、国防省軍属職員、契約職員、扶養家族による、健康保護態勢 B（ブラボー）以下にある施設への移動は、本命令に定める ETP の承認がない限り許可されない。

(6) 制限地域への移動に関する例外　人命、四肢、視力等を損なう・失う恐れのある緊急時は、病院への移動のための事前承認を必要としない。

b. ソーシャルディスタンスの確保

(1) 集会及び会議等の参加人数は、屋内の場合 10 名、屋外の場合 25 名までとする。この際、ソーシャルディスタンスの確保及び衛生規定を遵守しなければならない。

(2) 司令官等の交代式、公式の表彰式（歓迎会・送別会を除く）または任務の遂行に必要な会議などの、部隊または組織の公務上の行事を実施する場合、中佐級の指揮官または部長は、参加人数を屋内の場合 25 名、屋外の場合 50 名までとする例外措置を承認できる。上記より規模の大きい集会については、在日米陸軍司令官の承認を必要とする。兵舎に居住する軍人については、一室に滞在する人数の上限は常時 4 名までとする。

(3) すべての人員は、屋内外問わず、他者と常時 2 メートルの距離を保つこと。同居の家族間においてはこの限りではない。参加者が 10 名を超える集会及び会議においては、主催者または司会は、濃厚接触者の追跡に使用するため、参加者の記録をつける必要がある。個人的な懇親会の主催者は、懇親会の規模にかかわらず、10 分間以上滞在したすべての参加者を記録する。

(4) すべての軍人にとって日々の体力錬成は必須であり、任務によって規定されている。集団での体力錬成は 10 名まで、かつ、屋外のみとする。屋内運動施設の使用は個人の体力錬成に限る。

3. 衛生規定及び行動制限

a. 新型コロナウィルスの症状 （発熱、悪寒、咳、息切れ、倦怠感、筋肉痛、頭痛、鼻づまり、鼻水） があるすべての人員は、電話で医療従事者に報告するとともに、自らの指揮系統、局長・室長、組織のリーダー、または所属組織の連絡先に症状を電話で伝え、医療的な指示に従わなければならない。

b. すべての人員は、PX、売店、郵便室、兵舎などの基地内の共有区域に入るとき、石鹸と水で 20 秒以上手を洗うか、アルコール手指消毒ジェルを使用すること。

c. 行動制限　すべての人員は、検疫または隔離命令に関して、医療従事者及び指揮官の指示に従わなければならない。職員及び家族は、これらの指導事項を遵守することを強く奨励し、また、当該受け入れ国の関連法律を遵守しなければならない。

(1) 調査中の人員（PUI）および PUI の濃厚接触者は、検査結果が出るまでの間、基地内の指定された施設または基地外の自宅において、ROM または検疫される。

(2) 検疫された人員は、何らかの医学的症状が現れた場合、直ちに指揮系統及び／または医療従事者に報告しなければならない。

(3) 陽性が確認された人員は、14 日以上の期間、基地内の指定された施設または基地外の自宅に、行動制限のもとに隔離される。

(4) 検疫または隔離された人員はすべて、ウイルス監視プロセスに関するいかなる指示を含め、在日米陸軍基地管理本部司令官、その指名した者及び医療従事者の指示に従わなければならない。

(5) 基地内の施設に検疫または隔離された人員は、ほかの検疫または隔離された人員との接触に関するいかなる制限を含め、施設内での行動に関するすべての指示に従うこと。

(6) 検疫または隔離された人員以外のすべての者は、基地管理本部司令官またはその指名した者の命令により任務に就く者を除き、基地内の検疫または隔離施設への立ち入りを禁じる。

d. 飲酒　軍人は、指揮系統に定められた通り、職務開始から遡り 8 時間以内の飲酒を禁止とする。中佐級の指揮官は、兵舎における酒類所有に制限を設ける裁量権を持つ。

e. 屋内退避宣言　在日米陸軍司令官は日本における米陸軍とその地域社会の安全が引き続き守られるよう、柔軟な対応を可能とする屋内退避計画を策定した。司令

注：本命令書は英語の原文を和訳したものです。万が一、原文と和訳の内容に相違がある場合は、原文が正式なものとみなされます。

官により屋内退避命令が発出された場合、すべての人員は、在日米陸軍地域社会の関係者と部隊の健康を守るため、指定された在日米陸軍施設における行動と活動に関する追加制限を遵守する。

4.　個人の責務　本命令の対象となる人員は、ここで規定される禁止事項につき、承知及び理解していることを個人の責務とする。これに加え、日本国の新型コロナウイルス対策に関する法令及び規則を熟知し、尊重すること。

5.　命令違反の処分および報告義務

a.　**本命令に対する違反はすべて報告される。過少報告は引き続き問題として扱われる。指揮官は正確な報告をする責務がある。下記の通り、指揮系統及び指揮官間報告を通した二重報告手順が求められる。**

b.　**指揮系統報告**　部隊長、部長、各組織の長およびコミュニティに所属するその他の人員は、一般命令その1、屋内退避、ROM、検疫、または隔離に違反する者を確認した場合、24 時間以内に在日米陸軍緊急対応センター（usarmy.zama.usarpac.mbx.command-center@mail.mil）、在日米陸軍法務部（usarmy.zama.usarpac.mbx.usarj-sja-recipients@mail.mil）へ、確実に通報する。これらの通報は、在日米陸軍緊急対応センター及び在日米陸軍法務部によって直ちに私に報告される。

c.　指揮官間の報告　中佐及び大佐級の指揮官は、組織内の人員が本命令に違反したことを確認した場合、違反の確認から 24 時間以内に、違反の詳細及び行動指針案をメールによって、在日米陸軍司令官である私に報告する。また、在日米陸軍法務部エリザベス・アレン中佐（elizabeth.f.allen@mail.mil）に同報メールを送信する。指揮系統に所属しない人員の報告指揮官は在日米陸軍基地管理本部司令官とする。

d.　即時有効にて、一般命令その 1 及び在日米陸軍命令による改正、修正命令もしくは、隔離、検疫及び ROM に関する指示を著しく違反した軍人については、将官による戒告状（GOMOR）交付のため、私に報告される。

e.　憲兵隊の関与　激しい争い**（口論または暴行）**の原因となる、または争いに発展する恐れのある、露骨な違反または度重なる違反行為を目撃した場合は、キャンプ座間憲兵隊（軍電：263-3002、一般：046-407-3002）、**沖縄の場合は憲兵隊窓口（軍電：644-4715）**へ通報する。疑いがある場合は通報することを推奨する。

注：本命令書は英語の原文を和訳したものです。万が一、原文と和訳の内容に相違がある場合は、原文が正式なものとみなされます。

6. 部隊長の責務　部隊長は部隊の人員に対し、本命令が定める禁止事項及び規定についての説明を確実に行う。

7. 免責及び修正事項　本一般命令のいかなる条項に対する免責を求める場合は、その求めを認める指揮官が指揮系統を通して申し出をし、私が決裁する。隷下の部隊長は、良好な秩序と規律の維持に必要であれば、本命令内容に沿う追加の制限を課すことができるが、例外または除外を一方的に認める権限は有しない。

8. 発行日　本一般命令は即時有効とし、私が無効とするまで有効とする。

在日米陸軍司令官
米国陸軍少将
ヴィエット・X・ルオン

注：本命令書は英語の原文を和訳したものです。万が一、原文と和訳の内容に相違がある場合は、原文が正式なものとみなされます。

添付 A

関東平野に駐留する人員は緑色で囲われた地域内を移動できる。

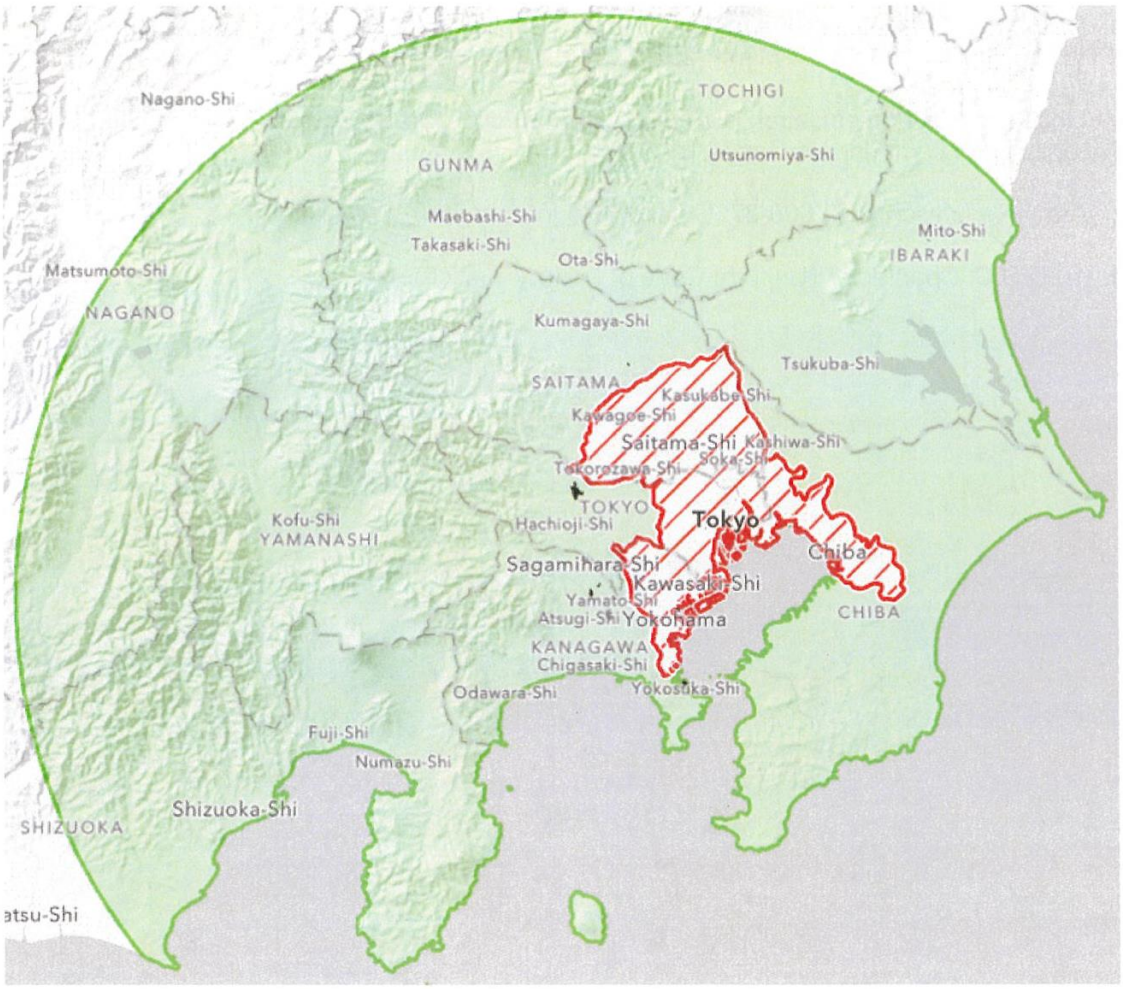

注：本命令書は英語の原文を和訳したものです。万が一、原文と和訳の内容に相違がある場合は、原文が正式なものとみなされます。

添付 B

a. 国防総省通達 6200.03、国防総省内における公衆衛生非常事態管理（PHEM）、2019 年 3 月 28 日

b. 在日米軍、部隊健康保険保護命令 20-002、2020 年 6 月 10 日付、改正及び修正命令含む

c. 陸軍規定（AR）600-37、不利な情報、2018 年 4 月 10 日

d. 合衆国法典第 10 編 47 章（統一軍事裁判法）

注：本命令書は英語の原文を和訳したものです。万が一、原文と和訳の内容に相違がある場合は、原文が正式なものとみなされます。